

令和 6 年 7 月 1 日
国 土 交 通 省

住宅宿泊管理業者への全国一斉立入検査結果(令和 5 年度)

国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局(以下「各地方整備局等」という。)において、令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月にかけて、全国 38 業者の住宅宿泊管理業者へ立入検査を実施し、うち 34 業者には是正指導を行いました。

1. 目的

平成 30 年 6 月、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)が施行され、令和 6 年 3 月現在、法に基づく住宅宿泊管理業者の登録数は 2,191 業者となっています。住宅宿泊管理業者は法令を遵守し、適正に住宅宿泊管理業を営むことが必要です。

国土交通省として、住宅宿泊管理業の適正化を推進するため、法施行後初めて、住宅宿泊管理業者に対する全国一斉立入検査を実施しました。

2. 立入検査結果

令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月にかけて、各地方整備局等において住宅宿泊管理業者の事務所等に立ち入り、法令の遵守状況について検査を行い、必要に応じて是正指導等を実施しました。全国 38 業者に対して立入検査を行った結果、法令違反の認められた 34 業者に対して是正指導を行い、34 業者すべてにおいて是正等がなされたことを確認しています。

是正指導事項別の指導件数は、「証明書の携帯等義務違反」及び「帳簿の備付け等義務違反」が最も多く、次いで「住宅宿泊事業者への定期報告義務違反」となっており、多くの住宅宿泊管理業者において、法に対する理解不足がみられる結果となりました。(【参考】参照)

3. 今後の対応策

今回の立入検査において法令違反の認められた業者に対しては、違反状態の是正をするよう指導を行い、是正等がなされたことを確認したところですが、他の業者に対しても、引き続き、立入検査等による法令遵守の指導を行うとともに、法令違反に対しては、法に基づき厳正かつ適正に対処するなど、住宅宿泊管理業の適正化に取り組んで参ります。

【参考】法の条項ごとの指導数

① 変更の届出等義務違反(法第 26 条関係)	3 件
② 管理受託契約の締結前の書面の交付義務違反(法第 33 条関係)	6 件
③ 管理受託契約の締結時の書面の交付義務違反(法第 34 条関係)	9 件
④ 証明書の携帯等義務違反(法第 37 条関係)	22 件
⑤ 帳簿の備付け等義務違反(法第 38 条関係)	22 件
⑥ 標識の掲示義務違反(法第 39 条関係)	5 件
⑦ 住宅宿泊事業者への定期報告義務違反(法第 40 条関係)	19 件
⑧ 住宅宿泊管理業務の実施義務違反(法第 36 条関係)	6 件